スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日:令和4年10月31日

公益財団法人日本ハンドボール協会 スポーツ団体ガバナンスコード < 中央競技団体向け > 遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.handball.or.jp/jha/gcode.html

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである			2022年度事業計画 Vision,Missionをホームページにて 公開
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	び育成に関する計画を策定し公表すること	縦割り組織の再編については継続検討中。 運営組織の要としての事務局について、組織マネジメントのコンサルティングを業務にしていた人材を事務局長として、財務の専門家を経理担当としてそれぞれ4月以降に採用した。	2022年度事業計画 第一次補正予算
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	し公表すること	補正予算の組み方を変更、実施事業を変更せずに金額のみ修正していたものを、実施事業そのものを取捨 選択することに改めた。 また、四半期ごとの決算を可能として、財務の健全性を確認しやすくするとともに、問題点が顕在化しや すいように変更した。	2022年度収支予算書
	確保するための役員等の体	多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定する とともに、その達成に向けた具体的な方策 を講じること	り、各々の比率は35.7%と28.5%となった。	役員名簿
	確保するための役員等の体	多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議 員及び女性評議員の目標割合を設定すると ともに、その達成に向けた具体的方策を講	2021年6月の評議員改選により就任した評議員29名の内、外部評議員は2名、女性評議員は6名となっており、各々の比率は6.9%と20.7%となった。 外部評議員は今までゼロであったが、今般2名の推薦を受けることができた。また、加盟団体からも女性活用を呼びかけた結果、4名(改選前1名)の推薦を受けることができた。 今回の改選は従来の加盟団体からの推薦ロジックを踏襲したが、次回改選に向けて見直しに着手。次々回の改選となる2025年での外部比率、女性比率については、中期計画策定と併せて継続して検討中。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
6	[原則2] 適切な組織運営を 確保するための役員等の体 制を整備すべきである。	る多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を	自己都合により退任したため、11月13日第3回理事会において別の理事に担当役員を委嘱することになっ	組織図 役員名簿 アスリート委員会規程
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	「定款」及び「理事会運営規程」に基づき理事会を運営中。現時点では審議事項が多く、2021年度については、定款に基づく年2回以外に2回(計4回)の定例理事会を開催、さらにオンラインを活用した臨時理事会を4回、書面決済決議5回を実施した。	
8		(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	に制限を設けている。	定款 役員の定年に関する規程 役員選考員会規程
9	[原則2] 適切な組織運営を 確保するための役員等の体 制を整備すべきである。	ること	員会規程」で定め、2022年4月1日から運用を開始。(「役員選考細則」は廃止) 尚、2021年6月の改選時点では在任期間10年を超える理事はいなかった。	役員候補者選考委員会規程
10			2021年12月11日常務理事会にて、役員候補者選考委員会委員長が評議員を交代したこともあり、弁護士資格を持つ評議員を外部有識者として、役員候補者選考委員会のメンバーに追加した。さらに役員候補者選考委員会規程への変更に伴い、2022年6月理事会にてメンバー追加を含めて7名に増員した。	役員候補者選考委員会規程
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。			コンプライアンス規程 就業規則 テレワーク就業規則

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	公益財団法人日本ハンドボール協会組織運営として必要な諸規程集を整備済み。業務執行における権限は「決裁規程」に基づく。	定款 加盟団体規程 理事会運営規程 評議委員会運営規程 登録者倫理規程 決裁規程
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	個人情報保護規程、内部通報規程、反社会的勢力との関係遮断に関する規程を整備している。	個人情報保護規程 内部通報規程 反社改訂的勢力との関係遮断に関 する規定
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	職員:「就業規則」、役員:「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」にて整備済み。	就業規則 賃金規程 育児介護休業に関する規程 テレワーク就業規程 役員及び評議員の報酬並びに費用
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款、「経理規程」にて整備済み。	経理規程
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	ること	2022年3月理事会にて登録関係の「登録規程細則」を、「登録と移籍に関する規程」に変更した。 契約関係は「契約処理規程」、「契約基準要領」にて、その他の権利関係は「肖像規程」、「コミュニ ケーションロゴマークの使用規程」、「付随的規程」を2022年3月の理事会で制定.	登録と意識に関する規程 契約処理規程、契約基準要領 肖像規程 コミュニケーションロゴマークの 使用規程 付随的事業規程
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	監督、コーチ:理事会決定事項、プレーヤー:常務理事会決定事項と定めており、継続して活用中。	ナショナルチーム監督・コーチ・プレーヤー等の選考に関する規程
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。		「公認審判員規程」を整備済み。 全国大会の審判員の派遣は年度開始前に審判委員会で決定し、変更がある場合は審判長が調整する。	公認審判員規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19		談ルートを確保するなど、専門家に日常的	法務は敬和綜合法律事務所、会計は保森会計事務所、税務 は今井税理士事務所、労務は根野事務所、司法書士・行政書士は和田事務所を起用中。 事務局職員は契約書の締結においては必ず稟議前に弁護士にリーガルチェックを行うこととするなどの指導を行い、日常業務において上記専門家と接点を持っている。 (2022年4月より会計事務所が変更:アダムズグループ 堀井公認会計事務所)	
20	[原則4] コンプライアンス 委員会を設置すべきであ る。		「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス委員会を運用している。定期開催については、インテグリティ委員会との位置付け、役割の整理が必要であり、継続検討する。	コンプライアンス規程
21		(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	2021年6月より、有識者として弁護士1名をコンプライアンス委員に追加した。	コンプライアンス規程
22		育を実施すること	理事、事務局職員に対してはJOCアプリを活用したコンプライアンス自主学習を継続推奨中。 2021年3月18日から5月31日の間で、理事・事務局職員を対象にeラーニングによるコンプライアンス研修 を試行した。	JOCアプリ
23		ス教育を実施すること	1. 強化合宿ではNFインテグリティ教育推進計画に沿ってアンダーカテゴリーを含む日本代表選手、スタッフ共に毎回コンプアイアンス教育(JOCインテグリティ教育プログラム、JHA独自のプログラム等)を実施している。また、JOC、JSCより展開されている各種オンライン研修プログラムの参加斡旋・情報共有を図っている。 (直近実施日:男子日本代表4月12日・12月15日、女子日本代表9月7日) 2. 日本代表選手、強化スタッフ対してはJOCアスリートアプリの利用を促している(2022年7月28日時点で61団体中13位)。 3. 指導者資格の義務化を2021年度より開始(移行期間3年、2024年より完全実施)。これら対応により指導者はJSPO公認スポーツ指導者資格取得の際に講習会の中で必ずスポーツインテグリティ講義を受講することとなる。また受講促進するのために公認指導者資格取得のガイドラインをホームページ等で周知徹底した。 なお、新会員登録システム(マイハンドボール)に、eラーニングを活用したコンプライアンス研修の実装を検討したが、開発難易度が高く、経費が膨大になることから見送りとなった。	インテグリティ教育推進計画 アンチドーピング教育計画

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
24	[原則5] コンプライアンス 強化のための教育を実施す べきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を 実施すること	各種審判員向け研修にてガバナンス、コンプライアンスに関する講義を実施。 (2021年度はレフェリーアカデミーを3回5日間開催:1/23、2/26-27、3/19-20) また、新会員登録ステム(マイハンドボール)に、eラーニングを活用したコンプライアンス研修の実装を 検討した結果、システムへの実装は見送りになったが、全日本大会担当審判員研修会でコンプライアンス 教育をプログラムに入れ実施	登録者倫理規程 コンプライアンス規程 懲罰規程
25		トを日常的に受けることができる体制を構		経理規程 決裁規程 契約処理規程・契約基準要領
26	[原則6] 法務、会計等の体 制を構築すべきである		定款第3章「財務及び会計」にて適正な財産の管理・運用、事業計画及び収支予算、事業報告及び決算につき規定している。また「経理規程」にて適正な会計処理につき定めている。一般企業経営者出身の事務局長を中心に、企業財務の経験者を担当者に配置し財務会計処理を行う体制をとっている。	2022年度収支予算書
27		用のために求められる法令、ガイドライン	「定款」第3章(財産及び会計)第11条(公益目的取得財産残額の算定)にて、公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規程に基づく運用を規定している。また、助成金使用に関する法令・ガイドラインを遵守して組織運営を行っている。	
28	[原則7] 適切な情報開示を 行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	「定款」第3章(財務及び会計)第10条(事業報告及び決算)において情報公開につき規定している。同規定に基づき事業計画書、事業報告書、終始予算書、終始決算書等を協会ホームページにて開示中。	収支予算書 財務諸表 事業報告書
29			①「ナショナルチーム監督・コーチ・プレーヤー等の選考に関する規程」を協会ホームページで開示中。 選考された選手については協会ホームページで開示中。	ナショナルチーム監督・コーチ・ プレーヤーの選考に関す規程
30		(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	②ガバナンス遵守状況の自己説明を協会ホームページで開示中。その他、定款、諸規程など、ガバナンスに関わるルール、運用方針なども同様に協会ホームページで開示中。	ガバナンスコード遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に 管理すべきである		「定款」第6章(役員)第36条(取引の制限)において、協会役員の利益相反取引に関する制限を規定している。選手、指導者の利益相反取引を含めた「利益相反管理規定」を2022年2月の理事会で整備済み。	定款 利益相反管理規程
32	[原則8] 利益相反を適切に 管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反管理規定を作成、2021年2月の理事会で承認、制定した。	利益相反管理規程
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	通報・相談窓口を協会内、協会外に設置中。通報ルートは、協会ホームページに「内部通報制度運用規程」として開示して周知している。 「内部通報制度運用規程」において、秘密や個人情報の取扱いなどに十分に配慮し、善良なる管理者の注意義務をもってこれを適切に保管管理すること、通報者の保護を定めている。 選手、審判、指導者、団体役員向けのコンプライアンス研修を2022年度から計画的に実施し、通報制度の運用体制を周知徹底している。	内部通報制度運用規程
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである		協会内通報ルートには協会が起用する弁護士事務所(敬和綜合法律事務所)を、協会外ルートには第3者の 弁護士事務所(東京六本木法律特許事務所)を起用した。 事実確認のため専門的な対応が必要な場合は、敬和綜合法律事務所より弁護士の紹介を受けて対応してい る。 (2022年4月より外部通報窓口の第三者弁護士事務所:弁護士法人キャストグローバルに変更した)	内部通報制度運用規程
35	[原則10] 懲罰制度を構築 すべきである		協会の「登録者倫理規程」、「懲罰規程」にて禁止行為、処分対象者を定めている。 両規程は協会ホームページにて開示して周知している。 弁明の機会を設けることはコンプライアンス規程で定めている。 処分の内容及び処分に至るまでの手続きについてはコンプライアンス規程第6章(処罰)で定めている。 「懲罰規程」には日本スポーツ仲裁機構利用の定めがある。	懲罰規程 登録者倫理規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである		選手、指導者、登録、審判員に対する違反、競技中の違反については、「登録者倫理規程」及び「懲罰規程」に処分を規定している。法令等違反行為の事案は、「倫理委員会規程」第2条第3項記載の通り、倫理委員会に答申を求めることとしている。倫理委員会委員は、法人経営者、大学教授、法人役員・弁護士等の有識者が委員となっている。	懲罰規程 登録者倫理規程
37			「懲罰規程」には日本スポーツ仲裁機構利用の定めがあり、「コンプライアンス規程」、「登録者倫理規程」の違反の際には、懲罰規程に沿って仲裁機構の利用が可能となる。	懲罰規程 登録者倫理規程 コンプライアンス規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	「懲罰規程」をホームページにて開示済。	懲罰規程
39	[原則12] 危機管理及び不 祥事対応体制を構築すべき である。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	2022年2月開催の2021年度第4回理事会において、「危機管理マニュアル」並びに部会メンバーについて制定し、2022年4月より運用を開始している。	危機管理マニュアル
40	[原則12] 危機管理及び不 祥事対応体制を構築すべき である。	原因究明、責任者の処分及び再発防止策の	「コンプライアンス規程」第12条(第三者委員会等)に不祥事等発生時の事実調査、原因究明、責任者の 処分などにつき、外部識者から構成される第三者委員会を組織し、意見を求めることができる旨の規定が ある。	コンプライアンス規程
41	[原則12] 危機管理及び不 祥事対応体制を構築すべき である。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施		コンプライアンス規程
42	ンプライアンスの強化等に	の間の権限関係を明確にするとともに、地 方組織等の組織運営及び業務執行について		加盟団体規程 インテグリティ教育推進員会 アンチドーピング教育計画
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。		「加盟団体規程」第10条(全国理事長会議その他)で、協会からの情報提供や意見交換ができる会議体を 招集することができることを規定している。 2021年度は、2021年9月24日、2022年2月13日に、2022年度は10月1日にリモートで開催した。	加盟団体規程全国理事長会運営規程